

次回の通常選挙から

# 議員定数は

# 22

# 名に!!

## 行財政改革の一環 議員定数26名を4名減

## 選挙区は廃止

### 特別委員会では

9月定例会において設置された議会改革に関する調査特別委員会では、議員定数をはじめ、選挙区、政務調査費、政治倫理条例、報酬及び費用弁償について、6月までに結果を出すことを目標に協議を行っています。

の両方の意見は、並行線をたどり、一致することはないので、この辺で委員会として結果を出すべきという意見が出され、12名の賛成を得た定数22名を賛成者の連名で本会議に提出することとしました。

### 本会議では

議員定数については、現在の26名、2名減の24名、4名減の22名、6名減の20名、大幅に削減して10名とすべき、また、定数をそのままにして報酬を廃止し、費用弁償を2万円にすれば、歳出は抑えられるなどの意見が出されました。

現在の嘉麻市の財政状況をしても、行財政改革の一環として、議会としても取り組む責任があると賛成意見や、あまり議員を減らすと発言も減り、良い案も出なくなるなどの反対意見がありました。賛成多数をもって可決しました。

### 財政効果は

このうち、意見の多かった定数24名と定数22名にしばり、それぞれの委員の意見を出し合いました。3月12日の委員会では、定数24名と定数22名

4名減により、年間約2500万円(20年度予算で積算)の財政効果を見込んでいます。

合併後、初めての一般選挙は、旧市町ごとの選挙区を設け、選挙が行われましたが、原則に立ち返り、市全体の一体感を持つため、今回の一般選挙から選挙区を廃止し、市全体の選挙区で選挙が行われます。

なお、現在在職中の議員に欠員が生じた場合は、その議員が属する選挙区で補欠選挙が行われることとなります。

## 政治倫理条例を 一部改正

主な改正点は、

- 資産等報告書の提出期限を1ヶ月早める。
  - 資産等報告書の提出義務者の範囲を扶養する子までに改める。
  - 報告する預貯金等の額は、50万円以上とする。
- などです。